

中小企業等エコエネルギー導入緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中東情勢によるエネルギー価格高騰といった、地政学的リスクの影響を受けにくい経営体制を構築するため、事業実施主体が行う自家消費型エコエネルギー設備の導入に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「事業実施主体」とは、大分県内に事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人・社会福祉法人・学校法人、常時使用する従業員の数が100人以下の商工会・県商工会連合会及び商工会議所、その主たる業種について中小企業基本法第2条各号に掲げる従業員規模以下の特別な法律によって設立された組合又はその連合会・財団法人（一般・公益）・社団法人（一般・公益）・特定非営利活動法人をいう。（ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く）を除く）を除く。）
- (2) 「エコエネルギー」とは、大分県エコエネルギー導入促進条例第2条に規定するエネルギーのうち、別表1に定める設備により得られるものをいう。
- (3) 「PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）」とは、発電事業者が太陽光発電設備を設置、所有及び維持管理し、当該設備から発電された電力を需要家に供給する事業モデルをいう。なお、「オンサイト」とは、需要家が保有又は管理する敷地内に当該設備を設置し、電力系統を介さないものをいう。

(補助対象設備及び補助対象経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる発電設備等は、別表1のとおりとする。

- 2 この補助金の交付の対象となる経費は、別表2のとおりとする。
- 3 この補助金の補助率等は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式。PPAの場合は第5号様式）
- (4) 補助金還元誓約書（第6号様式）※PPAのみ
- (5) 賃金増加率試算表（第7号様式）※賃上げ枠のみ
- (6) 交付申請前1月分の賃金台帳の写し※賃上げ枠のみ
- (7) 県税等の滞納がないことの証明書
(発行後3ヶ月以内のもの。写し可。PPAの場合は、PPA事業者及び需要家の双方のもの)

- (8) 申請者が分かる資料
(法人登記簿(発行後3ヶ月以内のもの。写し可。個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し)及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット)
 - (9) 申請者の太陽光発電設備の設置に関する契約実績、又はPPA事業者としての契約実績を示すもの(例:契約書の写し) ※PPAのみ
 - (10) 交付申請額の参考となるもの(2社以上の見積書の写し等)
 - (11) 導入予定設備の概要が分かる資料(仕様書・カタログの写し等)
 - (12) 導入予定設備の設置図
(設置場所の概略図、現況写真、主な設備(パネル、パソコン、蓄電池等)の配置や数量が分かるもの)
 - (13) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税等額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、変更承認申請書(第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間)を経過している場合はこの限りでないこと。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき(大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。)は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (10) 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第9号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) 申請者が本事業で設置する発電設備で発電した電力のうち、需要家が自家消費する電力の環境価値を需要家自身に帰属させるものであること。
- (12) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録は行わないこと。
- (13) 法定耐用年数期間満了までの間、補助対象設備を継続的に使用すること。
- (14) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の(ア)～(ケ)をすべて遵守していることを確認すること。
- (ア) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (イ) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (ウ) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (エ) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものではないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。
- (オ) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (カ) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (キ) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (ク) 補助対象設備を処分する際は、関係法令(大分県の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- (ケ) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (15) その他、規則、募集概要及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 国または他の公的機関から本補助金と併用する形で補助金の交付を受けていないこと。
- 3 この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 この補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、実績報告書(第12号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第13号様式)
- (2) 収支精算書(第14号様式)
- (3) 賃金増加率計算表(第15号様式) ※賃上げ枠のみ
- (4) 実績報告前1月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (5) エコエネルギー設備の設置に関する契約書の写し
- (6) 請求書の写し
- (7) 領収書の写し
- (8) PPAの電力受給契約書の写し ※PPAのみ
- (9) 事業の成果が確認できる書類
- (10) 完成写真
- (11) 検査調書の写し
- (12) 財産管理台帳(第16号様式)
- (13) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書(第17号様式)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 知事は、事業実施主体が規則第15条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 別表3に規定する賃上げ枠で交付決定を受けた者が、実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等(残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)の総支給額において、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加させなかったとき。
- (2) 交付決定を受けた者が、第4条第1項の規定により申請した定格出力又は定格容量を満たす設備を導入しなかったとき。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年度中小企業等エコエネルギー導入緊急支援事業費補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

設備名
① 太陽光発電設備＋蓄電池（オンサイトPPAを含む） 蓄電池とセットの導入であることが必須。太陽光パネルの定格出力の合計とパワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか小さい方の値が10kW以上のものに限る。 <PPAの場合> (1) 補助対象設備は、オンサイトPPAモデルによって導入されるもののみとし、次に掲げる要件の全てを具備しなければならない。 (a) 停電時においては電力を供給できる自立運転機能を有すること。 (b) 需要家の使用電力量に見合った規模であること（過剰な規模にならないこと）。 (c) 未使用品であること。 (2) PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分の9/10以上がサービス料金から控除されるものであること。 ② コージェネレーション設備 ③ ヒートポンプ

別表2（第3条関係）

費目	対象	対象外
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費	
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等
工事費	補助事業の実施に必要な配電、配管等の工事に要する経費	建屋の建設及び改造費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地等

※消費税及び地方消費税は対象外

別表3（第3条関係）

導入設備	区分	補助率	補助上限額	要件
・太陽光 発電設備 ＋ 蓄電池	通常枠	3／4以内	1,000万円	
	賃上げ枠	4／5以内	1,140万円	実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。（※要件を満たさなかった場合は交付決定を取り消す。）
・コージェ ネレーシ ョン設備 ・ヒート ポンプ	通常枠	3／4以内	1,500万円	
	賃上げ枠	4／5以内	1,690万円	実績報告前の直近1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、交付申請前の直近1ヶ月と比較して、1.5%以上増加していること。（※要件を満たさなかった場合は交付決定を取り消す。）

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。